

[事案 2025-123] 新契約取消請求

・令和7年11月4日 和解成立

<事案の概要>

募集人の事務処理上のミスを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年12月に契約した2件の積立利率連動型年金保険（外貨建）について、募集人の事務処理上のミスにより、自分の意向と異なる契約日となったことで契約年齢が1歳上がり、保険料が高くなったことから、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

本事案の早期解決のため、申立人の請求に応じる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。